

# 279

平成十八年五月二十六日提出  
質問第二七九号

天下りの総枠規制に関する再質問主意書

提出者

長

妻

昭

## 天下りの総枠規制に関する再質問主意書

「膨大な作業」のひと言で、質問の核心部分の答弁を拒否することは大変問題であると考える。

誠実な答弁を、再度求める。

一 公益法人に対して、所管省庁出身者を理事の三分の一以下に制限する「総枠規制」が一九九六年に閣議決定されたと聞いている。

しかし、その後、各省庁の官房長が、課長級以下や退職後十年以上経過したOBは該当枠から除外することを決めたと聞いた。

それは事実か。具体的には、誰が（合意したすべての人物名）、いつ、何を合意したのか。その合意文書は今現在、残っているか。

二 すべての公益法人で所管省庁出身者（課長級以下や退職後十年以上経過しているOBも含む文字通りすべての所管省庁出身者）が、理事の三分の一以上を占める団体をお示し願いたい。

三 すべての公益法人で国家公務員OB（課長級以下や退職後十年以上経過しているOBも含む文字通りすべての国家公務員出身者）が、理事の三分の一以上を占める団体をお示し願いたい。

四 一二、三で示した団体について、国と過去一年間、随意契約をしている事例があれば、その内容と金額、契約締結日、案件ごとに適正だつたか否かをお示し願いたい。

五 これら骨抜きの合意の実態を把握して、明らかにした上で、その是非に関して内閣の見解を問う。右質問する。